

マイクロソルダリング技術要員 実装工程技術者資格 改正のご案内 (2024年度より導入)

一般社団法人 日本溶接協会の団体規格である WES 8109『マイクロソルダリング技術要員認証基準』を2024年04月付にて改正し、実装工程技術者資格については、下記の箇条1～4に記載した内容の変更が加えられます。当該改正は2024年度からの導入を予定しておりますので、当該資格を既に保有されている方、これから新規受験をご検討頂いている方は、ご確認下さいますようお願い致します(マイクロソルダリング技術要員 他資格の改正については、当制度ホームページにてご確認願います)。

1. 資格等について

【改正内容】「知識および職務能力」は、記載順序を知識の後に職務能力について規定すると共に、表現の一部に変更を加えました。要員認証された際に、認められる知識や職務能力については、現制度と新制度で変更はございません。

《現制度：2023年度まで》

任務及び責任	マイクロソルダリング実装工程における設備・実装工程管理など
知識および職務能力	マイクロソルダリング技術に関する十分な実務経験と実装機器及びその工程管理に関する知識
活用職種	実装機器のオペレート、実装機器の管理・メンテナンス、実装ラインの管理

《新制度：2024年度以降》

任務及び責任	マイクロソルダリング実装工程における設備・実装工程管理など
知識および職務能力	マイクロソルダリング技術に関する十分な知識、実装機器、その工程管理などに関する職務能力
活用職種	実装機器のオペレート、実装機器の管理・メンテナンス、実装ラインの管理

2. 受験条件及び評価試験等について

【改正内容】受験条件に一部文言を追加すると共に、年齢規定及び職務経験年数規定の見直しを図りました。また、評価試験の変更(実装工程学科試験は名称変更)、対応テキストの改訂及び一部評価試験の受験料が改定されます。

《現制度：2023年度まで》

受験条件	(1) 満18歳以上で経験6か月以上
評価試験 (対応テキスト)	・基礎学科試験：選択式問題 (マイクロソルダリングの基礎 第2版)
	・実装工程 筆記試験：選択式問題 (実装工程管理技術 第2版)
	・実装工程技術者 面接試験：面接形式 (実装工程管理技術 第2版)
受験料	・基礎学科試験：5,000円(税抜)
	・実装工程 筆記試験：16,000円(税抜)
	・面接試験：15,000円(税抜)

《新制度：2024年度以降》

受験条件	(1) 満20歳以上で職務経験2年以上 (2) 理工系大学卒業の場合で、職務経験1年以上
評価試験 (対応テキスト)	・中級学科試験：選択式問題 (標準マイクロソルダリング技術 第4版)
	・実装工程学科試験：選択式問題 (実装工程管理技術 第3版)
受験料	— (面接試験の廃止)
	・中級学科試験：18,000円(税抜)
	・実装工程学科試験：16,000円(税抜)
	— (面接試験の廃止)

3. 登録申請、サーベイランス（継続）、再認証審査（更新）等について

【改正内容】

適格性証明書（資格証）の有効期間や登録期間等への変更はありません。新規、サーベイランス及び再認証時の各種料金が改定されます。なお、新制度料金の適用時期については、各人保有の資格有効期間に依存するため、お手元に郵送される各種申請用紙に記載された料金をご確認の上、お振込み下さいようお願い致します。

《現制度：2023年度まで》

新規登録料	9,000 円(税抜)[認証日は 6 月 1 日付又は 12 月 1 日付]
適格性証明書 有効期間 (登録期間)	2 年（下記サーベイランスを 1 回実施:最長 4 年の登録期間）
サーベイランス (継続手続き)	当協会から有効期間満了前 40 日以内に送付した申請書類による、 2年間の業務従事証明の確認
サーベイランス料	2,000 円(税抜)
再認証審査	有効期間満了前の半年以内に、 書類審査(経歴証明+レポート審査)
再認証審査料	書類審査:12,000 円(税抜)
再認証登録料	4,000 円(税抜)

《新制度：2024年度以降》

新規登録料	11,000 円(税抜)[認証日は 6 月 1 日付又は 12 月 1 日付]
適格性証明書 有効期間 (登録期間)	2 年（サーベイランスを 1 回実施:最長 4 年の登録期間）
サーベイランス (継続手続き)	当協会から有効期間満了前 40 日以内に送付した申請書類による、 2年間の業務従事証明の確認
サーベイランス料	4,000 円(税抜)
再認証審査	有効期間満了前の半年以内に、 書類審査(経歴証明+レポート審査)
再認証審査料	書類審査:15,000 円(税抜)
再認証登録料	6,000 円(税抜)

4. 適格性証明書（資格証）のプラスチックカード化について

【改正内容】

・当制度での資格証は、専用台紙をフィルムで加工した【パウチカード】を採用していましたが、今回の改正において【プラスチックカード】化を図ります。

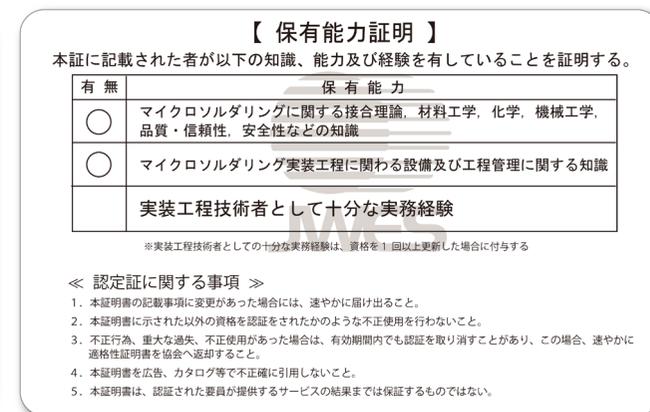
新しく発行される資格証の有効期間開始が2024年06月01日付となる、新規登録、サーベイランス及び再認証登録の手続きから順次対応となります（新しく発行される資格証の有効期間開始が2024年06月01日付より以前は、パウチカードでの発行となりますが、資格の有効性に相違はございません）。

・上記資格証のプラスチックカード化に伴って、評価試験の合格によって認められた知識及び能力が、資格証に明記されるようになります。新資格証（例示：実装工程技術者 適格性証明書）のイメージ画像を右面に添付致しますので、ご参照願います。

《適格性証明書（表面）》



《適格性証明書（裏面）》



※現状でのイメージ図となっておりますため、実際に導入された場合にはレイアウトや一部表現などが異なる場合がございます